

◎岡山県規則第四十九号

生活保護法施行細則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

生活保護法施行細則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
(生活保護法施行細則の一部改正)

第一条 生活保護法施行細則(昭和二十八年岡山県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

- 第十五条の三の見出し並びに同条第二項及び第三項中「進学準備給付金」を「進学就職準備給付金」に改める。
- 様式第四十五号の三を次のように改める。

様式第45号の3 (第15条の2関係)

年 月 日

岡山県 県民局長 殿

住所又は居所
氏 名

就労自立給付金支給申請書

次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の4の規定により必要書類を添えて就労自立給付金の支給を申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

| 氏 名 | 性 別 | 生 年 月 日 |
|-----|-------|---------------|
| | 男 ・ 女 | 年 月 日 (歳) |
| | 男 ・ 女 | 年 月 日 (歳) |
| | 男 ・ 女 | 年 月 日 (歳) |
| | 男 ・ 女 | 年 月 日 (歳) |

- 4 公金受取口座の利用について
利用する 利用しない

令和6年12月27日 岡山県公報 第12664号

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途申し出てください。

令和6年12月27日 岡山県公報 第12664号

様式第四十五号の六を次のように改める。

令和6年12月27日 岡山県公報 第12664号

様式第45号の6 (第15条の3関係)

年 月 日

岡山県 県民局長 殿

申請者
(進学する者又は就職する者)
住所又は居所
氏 名
個 人 番 号

進学・就職準備給付金支給申請書

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の5第1項の規定により、進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名
- 2 申請者の生年月日 年 月 日
- 3 進学又は就職先の名称(大学等の名称, 会社名等)
名称 ()
- 4 進学又は就職後の居住地
 進学又は就職前の住居と同じ
 転居により進学又は就職前と異なる住居に居住
(居住(予定)地を記載してください。)
居住(予定)地 ()
- 5 就職の場合, おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができる見込まれる理由

- 6 必要書類
 - (1) 進学の場合
ア 入学手続に着手していることが確認できる書類として, 次のいずれかの書類・入学金等を納付したことを証明する書類の写し

- ・入学金等の延納（進学後に納付することをいう。）を申請した書類の写し
 - ・入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
- イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
- ウ その他支給決定に当たり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合は、進学する学校の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ア 就職する見込みであることが確認できる書類として、次のいずれかの書類
- ・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・その他確実に就職先に就職することを証する書類
- イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
- ウ その他支給決定に当たり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合は、就職先の内定通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座 利用する 利用しない

- ※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写し等の書類の添付は不要です。

(1) 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合

(該当する金融機関の種類を○で囲んでください。)

(2) 支店名 _____ 支店（ゆうちょ銀行を除く。）

(3) 記号

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | |
|--|--|--|--|--|

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

(4) 預金種類 普通預金・当座預金（該当するものを○で囲んでください。）

(5) 口座番号

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|

 (右に詰めて御記載ください。)

(カナ)

(6) 口座名義人 _____

- ※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

様式第四十五号の七中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」とし、「する特定教育訓練施設」を「又は就職先」とし、「進学後の住所」を「進学又は就職後の居住地」に改める。

様式第四十五号の八中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

(岡山県事務処理規則の一部改正)

第二条 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三地域福祉課の部5の項4及び9(2)中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第五十号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第一条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和四十年岡山県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「福祉資金貸付申請書(様式第一号)」を「貸付申請者及び知事が必要と認める者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう)その他必要な事項を記載した貸付申請書」に改め、同条第二項中「福祉資金貸付申請書は、正副二通とし」を「貸付申請書は」に、「及び次」を「貸付申請者及び連帯保証人の年収を証明する書類並びに貸付申請者、児童及び連帯保証人の住民票並びに次」に改め、同項第一号中「(様式第二号)」を「保証意思宣明公正証書(民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百六十五条の六第一項に規定する公正証書をいう)及び連帯保証人に対して同法第四百六十五条の十第一項に規定する情報を提供した旨の報告書」に改め、同項第二号中「修学生調書(様式第三号)」を「知事が別に定める修学の状況が分かる調書」に改め、同項第五号イ中「母子医療介護資金借入申込みによる診断及び所要経費見込書(様式第三号の二)」を「知事が別に定める診断及び所要経費の見込書」に改め、同項第七号中「住宅計画書(様式第四号)及び住宅経費見積書(様式第五号)」を「知事が別に定める住宅の計画書及び住宅の経費の見積書」に改める。

第三条第一項中「福祉資金団体貸付申請書(様式第六号)」を「法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう)その他必要な事項を記載した団体貸付申請書」に改め、同条第二項中「福祉資金団体貸付申請書は、正副二通とし」を「団体貸付申請書は」に、「定款又は寄附行為」に改め、同項第一号中「従業員世帯調書(様式第七号)」を「知事が別に定める従業員の世帯に関する調書」に改める。

第四条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条第三項中「保証人が」を「連帯保証人を」に、「保証人を」を「連帯保証人を」に、「福祉資金保証人異動届(様式第八号)及び福祉資金借用保証書(様式第九号)」を「知事が別に定める届書及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付した知事が別に定める借用保証書」に、「以下」を「以下の章において」に改める。

第五条の見出し中「福祉資金貸付決定通知書」を「貸付決定通知書」に改め、同条中「福祉資金貸付決定通知書(様式第十号)」を「決定通知書」に、「福祉資金貸付不承認決定通知書(様式第十一号)」を「不承認決定通知書」に改める。

第六条の見出し中「福祉資金借用書」を「借用書」に改め、同条第一項中「借受け者」を「借主」に、「以下」を「以下の章において」に、「貸付決定通知書」を「前条に規定する決定通知書」に、「福祉資金借用書(様式第十二号)」を「知事が別に定める借用書に借主、成年に達している連帯借主(令第九条第三項又は第四項に規定する連帯債務を負担する者をいう。以下同じ)及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して」に改め、同条第二項中「借受け者」を「借主」に、「福祉資金借用書」を「借用書」に改める。

第八条第一項中「借受け者又はその保証人」を「借主、連帯借主又は連帯保証人」に、「旨を」を「旨を貸付けの決定を行った」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「旨を」を「事実を証する書類を添付して貸付けの決定を行った」に改め、同項ただし書を削る。

第九条中「貸付けを受けている者」を「借主」に改める。

第十条第一項中「貸付けを受けている者」を「借主である者」に、「継続資金借受け者」を「継続資金借主」に改め、同条第二項中「継続資金借受け者」を「継続資金借主」に、「保証人」を「連帯保証人」に、「福祉資金貸付金増額申請書(様式第十三号)正副二通」を「知事が別に定める申請書」に改め、同条に次の一項を加える。

3 県民局長は、貸付金の増額を決定したときは決定通知書を、貸付金の増額の承認を決定したときは不承認決定通知書を、それぞれ当該継続資金借主に交付するものとする。

2 前項の規定により貸付金の辞退又は減額を申し出ようとする継続資金借主は、知事が別に定める申出書を貸付けの決定を行った県民局長に提出しなければならない。

第十二条中「継続資金借受け者」を「継続資金借主」に、「旨を」を「事由を証する書類を添付して」に改め、同条ただし書中「継続資金借受け者」を「継続資金借主」に、「連

帯借主」を「その事実を証する書類を添付して連帯借主」に、「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第十三条中「福祉資金貸付停止決定通知書（様式第十四号）により本人」を「借主」に改め、同条に次の一項を加える。

2 県民局長は、前項の決定に当たって、調査を行い、岡山県社会福祉審議会（岡山県社会福祉審議会条例（平成十四年岡山県条例第十六号）に基づく岡山県社会福祉審議会をいう。）の意見を聴くものとする。

第十三条の次に次の一条を加える。

（一時償還の請求）

第十三条の二 県民局長（指定債権に係るものにあつては、知事）は、借主又は借受け団体が令第十六条に該当する場合は、請求書に納入通知書を添付して借主若しくは借受け団体又は連帯借主に一時償還を請求する。

2 県民局長（指定債権に係るものにあつては、知事）は、前項に規定する請求を、借主又は借受け団体の居住地（借受け団体にあつては、主たる事務所の所在地）を管轄する福祉事務所長から提出される調査書により決定するものとする。

第十四条中「福祉資金継続貸付申請書（様式第十五号）に戸籍謄本」を「知事が別に定める申請書に戸籍の謄本」に改め、同条に次の一項を加える。

2 県民局長は、継続貸付けを決定したときは決定通知書を、継続貸付けの不承認を決定したときは不承認決定通知書を、それぞれ当該申請者に交付するものとする。

第十五条第一項中「第八条第五項」を「第八条第六項」に、「据置期間延長申請書（様式第十六号）」を「その事由を証する書類を添付して知事が別に定める申請書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 県民局長は、据置期間の延長を決定したときは決定通知書を、据置期間の延長の不承認を決定したときは不承認決定通知書を、それぞれ当該申請者に交付するものとする。

第十六条中「福祉資金繰上償還申出書（様式第十七号）」を「知事が別に定める申出書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（償還方法の変更）

第十六条の二 償還方法の変更を受けようとする者は、知事が別に定める申請書を県民局長に提出しなければならない。

2 県民局長は、償還方法の変更を決定したときは決定通知書を、償還方法の変更の不承認を決定したときは不承認決定通知書を、それぞれ当該申請者に交付するものとする。

第十七条中「償還金」を「元利金」に改め、同条ただし書中「別」を「元利金については別」に改める。

第十八条第二項中「その」を「知事が別に定める申出書にその」に改め、同条に次の二項を加える。

3 県民局長（指定債権に係るものにあつては、知事）は、前項の規定による申出の承認を決定したときは決定通知書を、同項の規定による申出の不承認を決定したときは不承認決定通知書を、それぞれ当該申出者に交付するものとする。

4 県民局長（指定債権に係るものにあつては、知事）は、前項の決定に当たって、必要な調査をするものとする。

第十九条第一項中「償還金支払猶予申請書（様式第十八号）」を「知事が別に定める申請書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 県民局長（指定債権に係るものにあつては、知事）は、償還金の支払猶予を決定したときは決定通知書を、償還金の支払猶予の不承認を決定したときは不承認決定通知書を、それぞれ当該申請者に交付するものとする。

第二十条第一項中「償還免除申請書（様式第十九号）」を「知事が別に定める申請書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、償還の免除を決定したときは決定通知書を、償還の免除の不承認を決定したときは不承認決定通知書を、それぞれ当該申請者に交付するものとする。

第二十三条第一項の表中

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 係る母子医療介護資金 | 係る父子医療介護資金 |
| 母子医療介護資金借入申込みによる診断及び所要経費 | 父子医療介護資金借入申込みによる診断及び所要経費 |

を

| | |
|------------|------------|
| 係る母子医療介護資金 | 係る父子医療介護資金 |
|------------|------------|

に、

見込書

| | | |
|--------|---------|-------------------------|
| 第四条第一項 | 令第九条第一項 | 令第三十一条の七において準用する令第九条第一項 |
|--------|---------|-------------------------|

| | | |
|------|-------|-----------------------|
| 第十三条 | 令第十三条 | 令第三十一条の七において準用する令第十三条 |
|------|-------|-----------------------|

| | | |
|-----------|-------|-----------------------|
| 第十三条第一項 | 令第十三条 | 令第三十一条の七において準用する令第十三条 |
| 第十三条の二第一項 | 令第十六条 | 令第三十一条の七において準用する令第十六条 |

| | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 係る母子医療介護資金 | 係る母子医療介護資金 |
| 母子医療介護資金借入申込みによる診断及び所要経費見込書 | 寡婦医療介護資金借入申込みによる診断及び所要経費見込書 |

| | | |
|--------|---------|-----------------------|
| 第四条第一項 | 令第九条第一項 | 令第三十八条において準用する令第九条第一項 |
|--------|---------|-----------------------|

| | | |
|--------|---------|-------------------------|
| 第四条第一項 | 令第九条第一項 | 令第三十一条の七において準用する令第九条第一項 |
|--------|---------|-------------------------|

| | | |
|--------|--------------|------------------------------|
| 第四条第一項 | 令第九条第一項 | 令第三十一条の七において準用する令第九条第一項 |
| 第六条第一項 | 令第九条第三項又は第四項 | 令第三十一条の七において準用する令第九条第三項又は第四項 |

第十四条

第十四条第一項

係る母子医療介護資金

係る寡婦医療介護資金

| | | |
|--------|--------------|----------------------------|
| 第四条第一項 | 令第九条第一項 | 令第三十八条において準用する令第九条第一項 |
| 第六条第一項 | 令第九条第三項又は第四項 | 令第三十八条において準用する令第九条第三項又は第四項 |

八条第六項」に、「令第三十一条の六第五項」を「令第三十一条の六第六項」に、「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第二項の表中

に、「第八条第五項」を「第

に、

| | | |
|------|-------|---------------------|
| 第十三条 | 令第十三条 | 令第三十八条において準用する令第十三条 |
|------|-------|---------------------|

| | | |
|-----------|-------|---------------------|
| 第十三条第一項 | 令第十三条 | 令第三十八条において準用する令第十三条 |
| 第十三条の二第一項 | 令第十六条 | 令第三十八条において準用する令第十六条 |

に、

| |
|------|
| 第十四条 |
|------|

を

| |
|---------|
| 第十四条第一項 |
|---------|

に、「第八条第五項」を「第

| |
|----|
| 四項 |
|----|

八条第六項」に、「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に、「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。

第二十四条中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

様式第一号から様式第十九号までを削る。

第二条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

(岡山県事務処理規則の一部改正)

第三条 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三子ども家庭課の部3の項1(6)中「の減免」を「の減免しついでに」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第四条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年岡山県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二十九の項ホ中「第八条第五項、第三十一条の六第五項及び第三十七条第五項」を「第八条第六項、第三十一条の六第六項及び第三十七条第六項」に改め、同項リ中

「借受け者又はその保証人」を「借主、連帯借主又は連帯保証人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第五百七十二号

岡山県笠岡陸上競技場条例（平成十六年岡山県条例第五十四号）第十三条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

笠岡市平成町六三番地の二

岡山県笠岡陸上競技場

二 指定管理者となる団体

笠岡市中央町一番地の一

笠岡市

笠岡市長 栗尾 典子

三 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

◎岡山県告示第五百七十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡村一心堂病院

2 所在地

岡山市東区西大寺南二一―一七

二 認定年月日

令和六年十二月二十七日

三 認定の有効期限

令和九年十二月二十六日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

重井医学研究所附属病院

2 所在地

岡山市南区山田二一―一七

二 認定年月日

令和六年十二月二十七日

三 認定の有効期限

令和九年十二月二十六日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター

2 所在地

都窪郡早島町早島四〇六六

二 認定年月日

令和六年十二月二十七日

三 認定の有効期限

令和九年十二月二十六日

◎岡山県告示第五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市高倉町飯部字カナヘ谷四六六九、字カナエ谷四六七〇、字丸小山ノ奥四六七一の一、字丸小山ノ上四六七二、字家ノ向四六八五、字赤谷四六八六、四六九一、四七一九、字新宅ノ向四七一六、字橋ノ上四七一七、字赤谷下四七一八、字宮ノ畝四七二六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笠岡美星線
- 三 道路の区域

| 区 域 | 新 旧 別 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|-------|---------------|---------------|
| 小田郡矢掛町小田字羽賀池内五四七番一 地先から 小田郡矢掛町宇内字羽賀一二二四番四地 先まで | 新 | 一七・四 六八・〇 | 六一・六 |
| 小田郡矢掛町小田字羽賀池内五四七番一 地先から 小田郡矢掛町宇内字羽賀一二二四番四地 先まで | 旧 | 一七・四 四〇・〇 | 六一・六 |

◎岡山県告示第五百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | | | |
|-------|-------|---|-------------|
| 道路の種類 | 笠岡美星線 | 区間 | 供用開始年月日 |
| 県道 | | 小田郡矢掛町小田字羽賀池内五四七番一地先から 小田郡矢掛町宇内字羽賀一二二四番四地先まで | 令和六年十二月二十七日 |

〔六三九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 笠岡モール・笠岡ファッションモール
所在地 笠岡市富岡字元八丁目二三二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

(2) 名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 名称 笠岡モール

(変更後) 名称 笠岡モール・笠岡ファッションモール

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

イ 設置者追加

(変更後)

ア 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

イ 名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

イ 小売店舗追加

(変更後)

ア 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

令和6年12月27日 岡山県公報 第12664号

イ 代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行
名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠

4 変更年月日

令和六年十二月一日

二 届出年月日

令和六年十二月十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年十二月二十七日から令和七年四月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔六四〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 笠岡モール・笠岡ファッションモール
所在地 笠岡市富岡字元八丁目二三二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

(2) 名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 五千二百七十六平方メートル

(変更後) 八千六百九十七平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 駐車場① 二百九十一台

(変更後) 駐車場① 二百九十一台

駐車場No.1 九十六台

駐車場No.2 六十六台

合計 四百五十三台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 駐輪場2A 二十五台

駐輪場2B 十台

駐輪場2C 十五台

駐輪場2D 十五台

駐輪場2E 十台

合計 七十五台

(変更後) 駐輪場2A 二十五台

駐輪場2B 十台

駐輪場2C 十五台

駐輪場2D 十五台

駐輪場2E 十台

駐輪場 三十台

合計 百五十台

ウ 荷さばき施設の面積

(変更前) 荷さばき施設3A 九十平方メートル

荷さばき施設3B 二十三・一平方メートル

荷さばき施設3C 二十三・一平方メートル

荷さばき施設3D 二十三・一平方メートル

荷さばき施設3E 二十三・一平方メートル

五箇所(荷さばき施設五箇所合計) 百八十二・四平方メートル

(変更後) 荷さばき施設3A 九十平方メートル

荷さばき施設3B 二十三・一平方メートル

荷さばき施設3C 二十三・一平方メートル

荷さばき施設3D 二十三・一平方メートル

荷さばき施設3E 二十三・一平方メートル

荷さばき施設No.1 四十平方メートル

荷さばき施設No.2 四十平方メートル

荷さばき施設No.3 四十平方メートル

八箇所(荷さばき施設八箇所合計) 三百二・四平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 廃棄物保管施設4A 三十二・六立方メートル

廃棄物保管施設4B 三・九立方メートル

廃棄物保管施設4C 八・八立方メートル

廃棄物保管施設4D 二・一立方メートル

廃棄物保管施設4E 二・六立方メートル

五箇所(廃棄物保管施設五箇所合計) 五十立方メートル

(変更後) 廃棄物保管施設4A 三十二・六立方メートル

廃棄物保管施設4B 三・九立方メートル

廃棄物保管施設4C 八・八立方メートル

廃棄物保管施設4D 二・一立方メートル

廃棄物保管施設4E 二・六立方メートル

廃棄物保管施設No.1 十五立方メートル

廃棄物保管施設No.2 十・七立方メートル

廃棄物保管施設No.3 十・七立方メートル

八箇所(廃棄物保管施設八箇所合計) 八十六・四立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 笠岡ファッションモール追加

(変更後) 笠岡ファッションモール 午前十時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 笠岡ファッションモール追加

(変更後) 笠岡ファッションモール 午後八時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場No.1及び駐車場No.2追加

(変更後) 駐車場No.1 午前九時三十分から午後八時三十分まで

駐車場No.2 午前九時三十分から午後八時三十分まで

エ 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 届出書添付図面(資料3)に記載のとおり

(変更後) 届出書添付図面(資料2)に記載のとおり

オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設 No. 1、荷さばき施設 No. 2 及び荷さばき施設 No. 3 追加
(変更後) 荷さばき施設 No. 1 午前零時から午後十二時まで (二十四時間)

荷さばき施設 No. 2 午前零時から午後十二時まで (二十四時間)

荷さばき施設 No. 3 午前零時から午後十二時まで (二十四時間)

4 変更年月日

令和七年八月十八日

二 届出年月日

令和六年十二月十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年十二月二十七日から令和七年四月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び笠岡市産業部商工観光課

〔六四一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|------------------------------|-------|
| 新見市唐松地内 | 測量区域 |
| 公共測量（基準点測量） | 測量の種類 |
| 令和六年十二月十一日から 令和七年三月二十四日まで | 測量期間 |

〔六四二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|------------------------------|-------|
| 新見市唐松地内 | 測量区域 |
| 公共測量（現地測量） | 測量の種類 |
| 令和六年十二月十六日から 令和七年三月二十四日まで | 測量期間 |

〔六四三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により赤磐市から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画

二 都市計画の決定年月日

令和六年十二月二十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、赤磐市建設事業部建設課において縦覧に供する。

〔六四四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により赤磐市から岡山県南広域都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

令和六年十二月二十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、赤磐市建設事業部上下水道課において縦覧に供する。

〔六四五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により赤磐市から岡山県南広域都市計画公園についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画公園

二 都市計画の変更年月日

令和六年十二月二十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、赤磐市建設事業部建設課において縦覧に供する。

〔六四六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により赤磐市から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画

二 都市計画の変更年月日

令和六年十二月二十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、赤磐市建設事業部建設課において縦覧に供する。

〔六四七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により赤磐市から岡山県南広域都市計画用途地域についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画用途地域

二 都市計画の変更年月日

令和六年十二月二十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、赤磐市建設事業部建設課において縦覧に供する。

〔六四八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通大臣から次のとおり都市計画法事業の事業計画の変更の認可があつた。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 都市計画事業の種類及び名称
岡山県南広域都市計画道路事業三・三・二十五早島大砂線及び三・二・早二百一
バイパス線
- 二 施行者の名称
岡山県
- 三 事務所の所在地
倉敷市羽島一〇八三（岡山県備中県民局内）
- 四 事業地の所在
変更なし

〔六四九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | | | |
|---------------------------------------|---------------------------|-----------------|-----------------|
| 番 指 定 年 月 日 号 | 道 路 の 位 置 | 道路の幅員 (メートル) | 道路の延長 (メートル) |
| 岡山県指令備中局 建第四一〇四号 令和六年十二月十 七日 | 浅口市金光町占見五六三番二〇、 五六三番二一 | 六・〇四 | 三〇・三九 |
| | | 四・〇二 | 一七・〇八 |

〔六五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市院庄字豆田一―二―二番一、一―二―二番二、一―二―二番三、字東豆田一―二―

二番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市中区清水三六九番地一

株式会社ザグザグ

代表取締役 森 信

三 許可年月日及び許可番号

令和六年八月二十九日岡山県指令建指第二三一号

〔六五一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延四九二番一、四九二番五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区平野五〇八番地二プレーヌ二〇二

水井 寛人

水井 美希

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月二十一日岡山県指令建指第一三四号

〔六五二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十二月二十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字栢寺元二九五番二九、二九五番三〇、二九五番三七、二九五番三八、二九五番四四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区田中五八九番地B棟二〇一

北岡 雅

三 許可年月日及び許可番号

令和六年九月二十七日岡山県指令建指第二六四号

◎岡山県選管告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和六年十二月二十七日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 国會議員関係政治団体以外の政治団体 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-------------------|--------|----------|-----------------------------|-----------|
| 政治団体の名称 | | | | |
| 島いつたつ後援会 | 松本 一幸 | 松本 一幸 | 美作市江見四四八―三 | 令和六・一一・一四 |
| 走 人 会 | 井上 信也 | 井上 信也 | 岡山市中区藤原光町三―一四―一サンパレス岡山二〇四号室 | 一一・二八 |
| 多賀紀代子後援会 | 多賀 里実 | 石井 裕子 | 井原市芳井町築瀬六四五 | 一一・二二 |
| 竹内かずあき後援会 | 竹内 和明 | 春名 充明 | 美作市南二二三―五 | 一一・二九 |

◎岡山県監査公表第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により実施した令和六年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年十二月二十七日

| | |
|---------|----|
| 岡山県監査委員 | 高橋 |
| 岡山県監査委員 | 福島 |
| 岡山県監査委員 | 浅間 |
| 岡山県監査委員 | 飛山 |
| | 美 |
| | 保 |
| | 正 |
| | 子 |
| | 徹 |

1 監査の概要

(1) 監査等の種類 財務監査及び行政監査

(2) 監査の対象

① 監査対象年度 令和5年度

② 監査対象機関 138機関

(内 訳)

知事部局 35機関

諸局・企業会計 6機関

教育委員会 74機関

公安委員会 23機関

③ 監査実施機関 137機関について監査を終了

※1機関については監査継続中

(3) 監査の着眼点

① 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

② 行政監査

事務全般を対象とし、その執行が法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、次のとおり実施した。

なお、行政監査については、テーマを選定せず、財務監査に併せて実施した。

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施機関に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該機関の職員から説明を聴取して事前調査報告書にまとめ、監査委員へ提出した。なお、出先機関の一部については、提出を受けた書面により調査を実施し、必要に応じ当該機関の職員から説明を聴取して事前調査報告書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査（61機関）

監査委員が、監査実施機関に出向き、①の事前調査報告書の内容を踏まえ、当該機関の職員から説明を聴取するとともに、当該機関から提出された監査資料等及び事前調査報告書に基づいて監査を行った。

イ 書面監査（77機関）

監査委員が、①の事前調査報告書の内容を踏まえ、監査実施機関から提出された監査資料等及び事前調査報告書に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務がおおむね法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に

努めていることを確認した。

(1) 総括的事項

- ① 監査を終了した137機関のうち、16機関について43件の改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。これは、前年度の18機関・41件に比べ、機関数は減少したが、件数は増加している。
- ② 指摘事項のうち収入未済に係る23件に関しては、10件については未収額が減少したが、11件については未収額が増加、1件については前年度に続き令和5年度も全く回収できていない。また、新たに100万円以上の収入未済が1件発生している。
- ③ 収入未済以外の指摘事項に関しては、岡山県財務規則その他の財務・会計に関する諸規程に反すると認められるもの、また、このような事務処理の誤りの結果、対外的に影響が生じていると認められるものがあった。
- ④ 指摘事項に至らないが、書類の整備や物品の管理手続等に問題があり、是正すべきと認められるもの（注意・指導事項）は52機関で265件あり、前年度の67機関・302件に比べ、機関数、件数ともに減少している。
- ⑤ 令和5年度から内部統制に依拠した監査の推進に取り組み、内部統制制度においてリスク発生報告を行っているものについては、原則として、指摘事項等の対象外としたことから、指摘事項と注意・指導事項とを合わせた件数は308件であり、前年度の343件に比べ、35件の減少となっている。
- ⑥ 指摘事項と注意・指導事項を合わせた件数308件と令和5年度の内部統制制度におけるリスク発生報告件数143件を合わせると451件であり、前年度の469件に比べ、18件の減少となっている。

| 監査実施機関 | 監査年月日 | 指摘事項 | 区分 | | |
|--------------|----------------|------------|----|----|--|
| | | | 実地 | 書面 | |
| 知事 部 局 | 知事直轄・総合政策局・総務部 | 令和6年10月23日 | — | ○ | |
| | 消防学校 | 令和6年7月23日 | 有 | ○ | |
| | 東京事務所 | 令和6年11月7日 | 有 | ○ | |
| | 県立記録資料館 | 令和6年8月22日 | — | ○ | |
| | 県民生活部 | 令和6年11月5日 | 有 | ○ | |
| | 岡南飛行場管理事務所 | 令和6年7月30日 | 有 | ○ | |

| | | | | |
|-----------------------|------------|---|---|---|
| 岡山空港管理事務所 | 令和6年8月16日 | 有 | ○ | |
| 消費生活センター | 令和6年8月16日 | － | ○ | |
| 男女共同参画推進センター | 令和6年8月21日 | － | | ○ |
| 環境文化部 | 令和6年10月25日 | － | ○ | |
| 環境保健センター | 令和6年7月30日 | － | ○ | |
| 県立美術館 | 令和6年8月30日 | － | | ○ |
| 保健医療部 | 令和6年11月1日 | 有 | ○ | |
| 子ども・福祉部 | 令和6年11月11日 | 有 | ○ | |
| 福祉相談センター（中央児童相談所を含む。） | 令和6年8月6日 | － | ○ | |
| 倉敷児童相談所 | 令和6年8月2日 | 有 | ○ | |
| 津山児童相談所 | 令和6年7月25日 | － | ○ | |
| 県立成徳学校 | 令和6年8月8日 | － | ○ | |
| 健康の森学園 | 令和6年8月19日 | － | | ○ |
| 産業労働部 | 令和6年11月1日 | － | ○ | |
| 大阪事務所 | 令和6年7月19日 | － | ○ | |
| 工業技術センター | 令和6年9月30日 | － | | ○ |
| 南部高等技術専門校 | 令和6年8月2日 | － | ○ | |
| 北部高等技術専門校 | 令和6年8月30日 | － | | ○ |

| | | | | | |
|-------------|--------------------------|------------|---|---|---|
| | 北部高等技術専門校美作校 | 令和6年7月12日 | — | ○ | |
| | 農林水産部 | 令和6年10月25日 | 有 | ○ | |
| | 農林水産総合センター | 令和6年9月2日 | 有 | ○ | |
| | 県営食肉地方卸売市場 | 令和6年9月3日 | — | | ○ |
| | 土木部 | 令和6年10月28日 | — | ○ | |
| | 後楽園事務所 | 令和6年8月22日 | — | ○ | |
| | 出納局 | 令和6年11月11日 | — | ○ | |
| | 備前県民局(東備地域事務所を含む。) | 令和6年10月21日 | 有 | ○ | |
| | 備中県民局(井笠、高梁、新見地域事務所を含む。) | 令和6年10月17日 | 有 | ○ | |
| | 水島港湾事務所 | | — | ○ | |
| | 美作県民局(真庭、勝英地域事務所を含む。) | 令和6年10月8日 | 有 | ○ | |
| 諸 局 等 | 議会事務局 | 令和6年10月28日 | — | ○ | |
| | 人事委員会事務局 | 令和6年11月5日 | — | ○ | |
| | 労働委員会事務局 | 令和6年10月31日 | — | ○ | |
| | 監査事務局 | 令和6年11月5日 | — | ○ | |
| | 企業局 | 令和6年7月17日 | — | ○ | |
| | 土木部都市局(流域下水道事業会計) | 令和6年7月3日 | — | ○ | |

| | | | | | |
|-----------------------|-------------------|------------|---|---|---|
| 教 育 委 員 会 | 教育庁 | 令和6年10月23日 | 有 | ○ | |
| | 岡山教育事務所 | 令和6年8月6日 | — | ○ | |
| | 津山教育事務所 | 令和6年7月25日 | — | ○ | |
| | 総合教育センター | 令和6年9月3日 | — | | ○ |
| | 生涯学習センター | 令和6年11月18日 | — | | ○ |
| | 県立図書館 | 令和6年8月21日 | — | | ○ |
| | 県立博物館 | 令和6年8月19日 | — | | ○ |
| | 古代吉備文化財センター | 令和6年8月30日 | — | | ○ |
| | 岡山朝日高等学校 | 令和6年9月3日 | — | | ○ |
| | 岡山操山高等学校（中学校を含む。） | 令和6年7月4日 | — | ○ | |
| | 岡山芳泉高等学校 | 令和6年7月11日 | — | ○ | |
| | 岡山一宮高等学校 | 令和6年9月3日 | — | | ○ |
| | 岡山城東高等学校 | 令和6年7月4日 | — | ○ | |
| | 西大寺高等学校 | 令和6年11月11日 | — | | ○ |
| | 瀬戸高等学校 | 令和6年9月3日 | — | | ○ |
| | 高松農業高等学校 | 令和6年9月5日 | — | | ○ |
| 興陽高等学校 | 令和6年8月13日 | — | | ○ | |
| 瀬戸南高等学校 | 令和6年9月3日 | — | | ○ | |

| | | | | |
|-------------------|------------|---|---|---|
| 岡山工業高等学校 | 令和6年8月20日 | — | | ○ |
| 東岡山工業高等学校 | 令和6年8月28日 | — | | ○ |
| 岡山東商業高等学校 | 令和6年8月21日 | — | ○ | |
| 岡山南高等学校 | 令和6年7月11日 | — | ○ | |
| 岡山御津高等学校 | 令和6年9月6日 | — | | ○ |
| 倉敷青陵高等学校 | 令和6年9月3日 | — | | ○ |
| 倉敷天城高等学校（中学校を含む。） | 令和6年11月21日 | — | | ○ |
| 倉敷南高等学校 | 令和6年7月18日 | — | ○ | |
| 倉敷古城池高等学校 | 令和6年8月1日 | — | | ○ |
| 倉敷中央高等学校 | 令和6年7月9日 | — | ○ | |
| 玉島高等学校 | 令和6年8月28日 | — | | ○ |
| 倉敷鷺羽高等学校 | 令和6年9月3日 | — | | ○ |
| 倉敷工業高等学校 | 令和6年7月11日 | — | | ○ |
| 水島工業高等学校 | 令和6年8月13日 | — | | ○ |
| 倉敷商業高等学校 | 令和6年8月19日 | — | | ○ |
| 玉島商業高等学校 | 令和6年9月3日 | — | | ○ |
| 津山高等学校（中学校を含む。） | 令和6年9月19日 | — | | ○ |
| 津山東高等学校 | 令和6年8月30日 | — | | ○ |

| | | | | |
|----------|------------|---|---|---|
| 津山工業高等学校 | 令和6年11月21日 | — | | ○ |
| 津山商業高等学校 | 令和6年8月30日 | — | | ○ |
| 玉野高等学校 | 令和6年7月2日 | — | ○ | |
| 玉野光南高等学校 | 令和6年8月23日 | — | | ○ |
| 笠岡高等学校 | 令和6年7月8日 | — | ○ | |
| 笠岡工業高等学校 | 令和6年8月13日 | — | | ○ |
| 笠岡商業高等学校 | 令和6年8月6日 | — | | ○ |
| 井原高等学校 | 令和6年8月5日 | — | ○ | |
| 総社高等学校 | 令和6年9月5日 | — | | ○ |
| 総社南高等学校 | 令和6年9月5日 | — | | ○ |
| 高梁高等学校 | 令和6年8月13日 | — | | ○ |
| 高梁城南高等学校 | 令和6年9月3日 | — | | ○ |
| 新見高等学校 | 令和6年9月6日 | — | | ○ |
| 備前緑陽高等学校 | 令和6年9月3日 | — | | ○ |
| 邑久高等学校 | 令和6年9月3日 | — | | ○ |
| 勝山高等学校 | 令和6年7月25日 | — | ○ | |
| 真庭高等学校 | 令和6年9月6日 | — | | ○ |
| 林野高等学校 | 令和6年11月13日 | — | | ○ |
| 鴨方高等学校 | 令和6年8月5日 | — | ○ | |

| | | | | |
|-------------|--------------------|---|---|---|
| 和気閑谷高等学校 | 令和6年9月5日 | — | | ○ |
| 矢掛高等学校 | 令和6年8月30日 | — | | ○ |
| 勝間田高等学校 | 令和6年8月28日 | — | | ○ |
| 鳥城高等学校 | 令和6年8月28日 | — | | ○ |
| 岡山大安寺中等教育学校 | 令和6年9月3日 | — | | ○ |
| 岡山盲学校 | 令和6年8月22日 | — | | ○ |
| 岡山聾学校 | 令和6年9月30日 | — | | ○ |
| 岡山支援学校 | 令和7年1月以降 実地監査予定 | | ○ | |
| 岡山西支援学校 | 令和6年10月31日 | — | | ○ |
| 岡山東支援学校 | 令和6年9月3日 | — | | ○ |
| 岡山南支援学校 | 令和6年7月2日 | — | ○ | |
| 岡山瀬戸高等支援学校 | 令和6年8月23日 | — | | ○ |
| 倉敷まきび支援学校 | 令和6年11月21日 | — | | ○ |
| 倉敷琴浦高等支援学校 | 令和6年7月26日 | — | ○ | |
| 西備支援学校 | 令和6年7月8日 | — | ○ | |
| 健康の森学園支援学校 | 令和6年8月19日 | — | | ○ |
| 東備支援学校 | 令和6年8月30日 | — | | ○ |
| 早島支援学校 | 令和6年7月18日 | — | ○ | |
| 誕生寺支援学校 | 令和6年8月30日 | — | | ○ |

| | | | | | |
|-------|------------|------------|---|---|---|
| 公安委員会 | 警察本部 | 令和6年10月31日 | 有 | ○ | |
| | 岡山中央警察署 | 令和6年10月24日 | — | | ○ |
| | 岡山東警察署 | 令和6年7月23日 | 有 | ○ | |
| | 岡山西警察署 | 令和6年8月8日 | — | ○ | |
| | 岡山南警察署 | 令和6年12月4日 | — | | ○ |
| | 岡山北警察署 | 令和6年11月21日 | — | | ○ |
| | 赤磐警察署 | 令和6年7月12日 | — | ○ | |
| | 備前警察署 | 令和6年7月11日 | — | | ○ |
| | 瀬戸内警察署 | 令和6年11月11日 | — | | ○ |
| | 玉野警察署 | 令和6年11月18日 | — | | ○ |
| | 児島警察署 | 令和6年7月26日 | — | ○ | |
| | 倉敷警察署 | 令和6年12月4日 | — | | ○ |
| | 水島警察署 | 令和6年7月9日 | — | ○ | |
| | 玉島警察署 | 令和6年10月22日 | — | | ○ |
| | 笠岡警察署 | 令和6年10月22日 | — | | ○ |
| | 井原警察署 | 令和6年10月22日 | — | | ○ |
| 総社警察署 | 令和6年11月26日 | — | | ○ | |
| 高梁警察署 | 令和6年10月31日 | — | | ○ | |
| 新見警察署 | 令和6年11月25日 | — | | ○ | |

| | | | | |
|-------|------------|---|--|---|
| 真庭警察署 | 令和6年10月15日 | — | | ○ |
| 津山警察署 | 令和6年12月5日 | — | | ○ |
| 美作警察署 | 令和6年11月11日 | — | | ○ |
| 美咲警察署 | 令和6年10月22日 | — | | ○ |

(2) 個別的事項（指摘事項）

○ 知事部局

① 知事直轄

ア 消防学校

- ・正当債権者への支払いがなされていないものが認められた。

② 総務部

ア 東京事務所

- ・正当債権者からの委任状等を徴さずに決済代行会社に支出したものが認められた。

- ・戻入手続きが不適切なものが認められた。

③ 県民生活部

ア 本庁

- ・雑入（自立促進資金貸付金償還金）及び雑入（生業修学資金貸付金償還金）について、収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

雑入（自立促進資金貸付金償還金）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） |
|--------|------------|--------|
| 令和4年度末 | 12,103,347 | 3.7 |
| 令和5年度末 | 11,497,247 | 2.1 |
| 比較増減 | △606,100 | △1.6 |

雑入（生業修学資金貸付金償還金）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） |
|--------|------------|--------|
| 令和4年度末 | 13,586,060 | 5.1 |
| 令和5年度末 | 13,007,060 | 3.2 |
| 比較増減 | △579,000 | △1.9 |

イ 岡南飛行場管理事務所

- ・小型航空機の停留料について、令和4年度には1件160,908円の未納が認められたが、その後の調査の結果、令和5年度には3件1,898,650円の未納が認められた。停留料未納のまま停留が継続し、未納額が増加する状態が継続している航空機2機が確認されている。

ウ 岡山空港管理事務所

- ・航空機の着陸料・停留料について、その積算の基礎となる航空機の最大離陸重量・騒音値を誤り、収入に多額の過不足が発生しているものが認められた。

④ 保健医療部

ア 本庁

- ・公害認定者医学的検査業務委託料について、支出先を誤ったものが1件認められた。

⑤ 子ども・福祉部

ア 本庁

- ・児童扶養手当返納金について、現年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

児童扶養手当返納金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） | |
|--------|-----------|--------|------|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和4年度末 | 2,274,851 | 92.8 | 19.1 |
| 令和5年度末 | 1,809,583 | 91.2 | 31.5 |
| 比較増減 | △465,268 | △1.6 | 12.4 |

イ 倉敷児童相談所

- ・児童保護弁償金について、現年及び過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） | |
|--------|-----------|--------|------|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和4年度末 | 5,358,865 | 84.2 | 14.1 |
| 令和5年度末 | 7,043,545 | 79.7 | 11.4 |
| 比較増減 | 1,684,680 | △4.5 | △2.7 |

- ・延滞金について、未済額が前年度以上となっており、早期改善が必要である。

延滞金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） | |
|--------|-----------|--------|-----|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和4年度末 | 993,500 | 7.1 | 4.1 |
| 令和5年度末 | 1,029,800 | 7.3 | 6.2 |
| 比較増減 | 36,300 | 0.2 | 2.1 |

⑥ 農林水産部

ア 本庁

- ・三徳園内の土地に昭和50年から設置された電柱が無許可で占有されていることに気が付かず、使用料が時効消滅したものが認められた。
- ・昨年度、注意・指導事項とされた事項について措置又は改善がなされていないものが3件認められた。

イ 農林水産総合センター

- ・1件が100万円以上のもので調定期が1か月以上遅延しているものが認められた。

⑦ 備前県民局

ア 本局

- ・ 県税（現年課税分）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

県税（現年課税分）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） |
|--------|-------------|--------|
| 令和4年度末 | 665,812,624 | 99.296 |
| 令和5年度末 | 678,407,922 | 99.290 |
| 比較増減 | 12,595,298 | △0.006 |

- ・ 税外収入（県税関係）について、収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

税外収入（県税関係）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） |
|--------|-------------|--------|
| 令和4年度末 | 48,642,755 | 68.7 |
| 令和5年度末 | 37,987,533 | 67.0 |
| 比較増減 | △10,655,222 | △1.7 |

- ・ 雑入（生活保護返還金・徴収金）について、現年及び過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） | |
|--------|-----------|--------|------|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和4年度末 | 2,732,906 | 99.7 | 15.5 |
| 令和5年度末 | 3,100,144 | 81.2 | 5.9 |
| 比較増減 | 367,238 | △18.5 | △9.6 |

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金について、現年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） | |
|--------|-----------|--------|------|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和4年度末 | 9,172,091 | 94.4 | 12.7 |
| 令和5年度末 | 8,421,696 | 92.9 | 13.6 |
| 比較増減 | △750,395 | △1.5 | 0.9 |

- ・農業改良資金貸付金違約金（違約金及び延納利息）について、収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

農業改良資金貸付金違約金（違約金及び延納利息）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） |
|--------|------------|--------|
| 令和4年度末 | 17,384,403 | 1.8 |
| 令和5年度末 | 17,116,403 | 1.5 |
| 比較増減 | △268,000 | △0.3 |

- ・土木使用料について、現年及び過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

土木使用料収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） | |
|--------|-----------|--------|-------|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和4年度末 | 1,471,775 | 99.81 | 14.08 |
| 令和5年度末 | 1,620,017 | 99.73 | 10.03 |
| 比較増減 | 148,242 | △0.8 | △4.05 |

- ・土木使用料について、時効の更新（中断）の措置が取られておらず、時効消滅したものが認められた。
- ・ボートパーク等施設使用料の過去2か年について、収入未済・延滞金の整理票が作成されていないものが認められた。

⑧ 備中県民局

ア 本局

- ・県税（現年課税分）及び税外収入（県税関係）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

県税（現年課税分）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） |
|--------|-------------|--------|
| 令和4年度末 | 307,023,355 | 99.53 |
| 令和5年度末 | 328,001,341 | 99.48 |
| 比較増減 | 20,977,986 | △0.5 |

税外収入（県税関係）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） |
|--------|------------|--------|
| 令和4年度末 | 6,310,186 | 91.8 |
| 令和5年度末 | 17,233,824 | 82.7 |
| 比較増減 | 10,923,638 | △9.1 |

- ・雑入（生活保護費返還金・徴収金）について、現年及び過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） | |
|--------|-----------|--------|------|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和4年度末 | 4,687,742 | 92.9 | 14.0 |
| 令和5年度末 | 6,040,358 | 37.6 | 6.5 |
| 比較増減 | 1,352,616 | △55.3 | △7.5 |

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金について、現年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） | |
|--------|------------|--------|------|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和4年度末 | 4,709,279 | 94.6 | 20.4 |
| 令和5年度末 | 3,432,059 | 94.2 | 47.2 |
| 比較増減 | △1,277,220 | △0.4 | 26.8 |

- ・雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）について、100万円以上の収入未済があるものの、収入されていないことから、早期改善が必要である。

雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） |
|--------|-----------|--------|
| 令和4年度末 | 3,567,040 | 0 |
| 令和5年度末 | 3,567,040 | 0 |
| 比較増減 | 0 | ±0 |

- ・土木使用料の滞納債権について、財産調査等債権確保の措置がとられていないものが認められた。

イ 高梁地域事務所

- ・灯油について燃料出納簿を整備していないものが認められた。

ウ 新見地域事務所

- ・落札決定後、最低制限価格を誤って高く設定していたことが判明し、当該入札の落札決定を取り消した上で入札を無効としたものが認められた。

⑨ 美作県民局

ア 本局

- ・雑入（生活保護費返還金・徴収金）について、過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） | |
|--------|-----------|--------|------|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和4年度末 | 3,649,756 | 57.2 | 14.9 |
| 令和5年度末 | 2,978,746 | 75.6 | 12.6 |
| 比較増減 | △671,010 | 18.4 | △2.3 |

- ・農林水産事業部において、灯油について燃料出納簿を整備していないものが認められた。

イ 真庭地域事務所

- ・雑入（備中川河川区域内からの重機撤去費用）において、100万円を超える収入未済額が新たに発生しているものが認められた。

○ 教育委員会

① 教育庁

- ・下記の4件全てについて、現年若しくは過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

高等学校貸付奨学金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） | |
|--------|-----------|--------|------|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和4年度末 | 7,098,540 | 91.5 | 26.5 |
| 令和5年度末 | 9,758,977 | 79.0 | 17.8 |
| 比較増減 | 2,660,437 | △12.5 | △8.7 |

高等学校等奨学金貸付金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） | |
|--------|------------|--------|------|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和4年度末 | 28,047,148 | 70.1 | 5.3 |
| 令和5年度末 | 32,318,510 | 58.7 | 4.9 |
| 比較増減 | 4,271,362 | △11.4 | △0.4 |

大学奨学金貸付金収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（％） | |
|--------|-----------|--------|------|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和4年度末 | 3,020,938 | 82.8 | 24.8 |
| 令和5年度末 | 4,087,751 | 80.9 | 76.3 |
| 比較増減 | 1,066,813 | △1.9 | 51.5 |

違約金及び延納利息（岡山県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息）収入未済状況

| | 収入未済額（円） | 収入率（%） | |
|--------|-----------|--------|------|
| | | 現年 | 過年 |
| 令和4年度末 | 2,285,955 | 33.3 | 3.9 |
| 令和5年度末 | 4,591,237 | 15.9 | 1.5 |
| 比較増減 | 2,305,282 | △17.4 | △2.4 |

- ・ 庁用自動車による交通事故での100万円以上の亡失損傷及び相手方に多大な損害が生じているものが認められた。

○ 公安委員会

① 警察本部

- ・ 警察車両による交通事故で警察車両を全損したものが認められた。

- ・ 警察職員による押収品窃盗により相手方に100万円以上の損害を賠償したものが認められた。

② 岡山東警察署

- ・ 警察車両による交通事故での100万円以上の亡失損傷が生じているものが認められた。

3 所見

(1) 財務事務の適正化について

内部統制に依拠した監査の推進に取り組み、指摘事項と注意・指導事項を合わせた件数は減少しているものの、依然として財務に関する事務の適正な執行が徹底されていないものがある。

岡南飛行場管理事務所における停留料及び岡山空港管理事務所における着陸料及び停留料に係る不適切な事務処理については、監査において指摘事項としたが、内部統制制度においても運用上の重大な不備に該当するものと判断された。

同様の事案を防止する仕組みづくりをしっかりと行い、適正かつ効率的な事務の執行に努めていただきたい。

財産関係では、公用車による亡失損傷が引き続き多くの機関で発生しており、特に教育委員会においては、交通事故により相手方に多額の損害賠償金を支出する事案も発生した。発生した事故の状況を踏まえた運転技術研修の実施などにより事故

発生防止に努めていただきたい。また、各所属において原因不明の亡失損傷も増加していることから、職場会議の開催などにより公用車の管理責任に関する意識向上を図っていただきたい。

このほか、各所属において使用されていないパソコンが長期間保管されているものが散見されたことから、一括して処分する方法を検討していただきたい。

(2) 収入未済の解消等について

税及び税外収入に係る収入未済の解消については、前年度に比べ、新たな収入未済の発生、収入未済額の増加、収入率の低下したものが見受けられた。効果的・効率的な回収に向け、改めて債権管理体制を見直していただきたい。

県民負担の不公平感の払拭のため、個々の実情に応じたきめ細かな措置を講じるとともに、悪質な場合は、法的手段等の活用による徹底した債権管理を行い、早期解消に努めていただきたい。

◎岡山県監査公表第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和六年十二月二十七日

| | |
|---------|----|
| 岡山県監査委員 | 高橋 |
| 岡山県監査委員 | 福島 |
| 岡山県監査委員 | 浅間 |
| 岡山県監査委員 | 飛山 |
| | 美 |
| | 保 |
| | 正 |
| | 子 |
| | 徹 |

令和6年12月27日 岡山県公報 第12664号

| 監査対象団体 (監査対象団体を所管する県の部局) | 監査実施年月日 | 監査結果公表年月日 |
|--|--------------------|------------|
| 公益財団法人岡山県健康づくり財団 (保健医療部) | 令和6年1月11日 10月1日 | 令和6年10月11日 |
| <p>監査の結果（指摘事項）</p> <p>病院会計において長年にわたり不適切な会計処理が繰り返され、これを組織としてチェックできなかった結果、多額の未収金等が計上されていた。</p> <p>（所見）</p> <p>本件については、正しい財務諸表の提出が遅れたため、令和6年3月末に公表予定であったが、今般の公表となったものである。</p> <p>財団役員や幹部職員の役割と責任を明確化し、ガバナンスの強化に努めるとともに、内部統制制度や公益通報制度を充実させ、再発防止に万全を期されたい。</p> <p>内容不明の未収金32,654,072円について、早急にその全容を解明されたい。それ以外にも不適切な会計処理がないか改めて点検を行い、必要な措置を講じるなど、健全な業務運営に努められたい。</p> <p>14項目の改善策を着実に実施することにより、財団の信頼回復に努められたい。</p> | | |
| <p>措置の状況</p> <p>内部統制制度などのミスや不正を防ぐ仕組みづくりについては、役員主導の下、幹部職員・一般職員とも十分な意思疎通を図りながら、ガバナンス強化に向け、検討を進める。</p> <p>内部統制については、制度の趣旨・目的に立ち返った検討を行い、財団に相応しい制度の構築を図る。</p> <p>公益通報制度については、先般、その趣旨等について、研修会を開催し、職員への周知を図ったところであるが、外部窓口の設置に関し、県の対応状況を参考に、今後検討を行う。</p> <p>内容不明な未収金等については、残存する資料の突合により、可能な限り今年度中の解明に努めるほか、外部専門家による確認を行うなど、他に不適切な会計処理がないか点検を行う。</p> <p>今回の事案を踏まえた改善・再発防止策を着実に実行するとともに、役職員の意識改革を図り、一刻も早い信頼回復に努める。</p> | | |

◎岡山県公安委員会規則第十号

警察法第五十六条第三項の規定による報告等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

岡山県公安委員会

警察法第五十六条第三項の規定による報告等に関する規則の一部を改正する規則
警察法第五十六条第三項の規定による報告等に関する規則（平成十三年岡山県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書を削り、同条第二項中「最初」を「最初の月」に改める。

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。